

# 補足説明資料

農業用

熊本県コンクリート製品工業組合

## 目次

1. コンクリートの品質管理

2. 社内管理（製品）

3. 工程検査

4. 設備管理

5. 工場監査

## 1. コンクリートの工程管理

農業用製品の設計基準強度（圧縮強度）は、下表の値を満足しなければならない。

| 対象製品名   |                     | 設計基準強度(圧縮強度)        |
|---------|---------------------|---------------------|
| ND ベンチ  | FND・NKC・NSA・NUJ・BKC | 24N/mm <sup>2</sup> |
| 排水トラフ   | FND・NKC・NSA・マルチ排水   | 24N/mm <sup>2</sup> |
| ND 暗渠   | FND・NKC・NSA・NUJ・BKC | 30N/mm <sup>2</sup> |
| ND 暗渠ふた | FND・NKC・NSA・NUJ・BKC | 30N/mm <sup>2</sup> |

## 2. 社内管理（製品）

熊本県コンクリート製品工業組合の共同検査規約において検査対象品の種類の中から代表試料を摘出して検査を行う為、他のロット分については社内管理を行い、その資料を組合員に提示し、合格と判断されたもののみ、合格認定一覧表へ記入する。

## 3. 工程管理

検査員は検査時（組合員の工場）において、原材料の（品質・保管）状況、製品の（品質・養生）状況等を確認することができる。

## 4. 設備管理

検査員は検査時、（組合員の工場）において、製造設備状況、検査設備状況、産業廃棄物の設備・管理状況等を確認する事ができる。

## 5. 工場監査

熊本県コンクリート製品工業組合監査実施条項(平成20年10月1日制定)により、年1回、工業組合が認めた監査員による、工場監査を各工場単位で受検しなければならない。また熊本県コンクリート製品工業組合共同検査規約(熊本県農政部文書、農検第477号(平成5年12月24日)通知)により、年1回以上の工場立入り検査を行う事となっている為、工業組合が行う工場監査時に熊本県農政部による工場立入検査を受検する事とする。(なお、前回の工場監査以降、製品の製造があれば必ず製品実地検査を行わなければならない。また、その時の製品の材齢については、14日以上であればいいものとする。)